

現代ベトナムの法と政治について

1. ベトナムにおけるドイモイ（刷新）の進展と政治改革

ベトナム社会・人文科学ナショナルセンター総裁

ベトナム共産党中央委員会学術局副局長

グエン・ズイ・クイ氏

2. ベトナム法の現状 — 経済法を中心に

ベトナム国家と法研究所所長

ダオ・チ・ウック 氏

解説 : 名古屋大学教授 鮎京正訓 氏

平成5年10月

財団法人安田火災記念財団

目 次

1. 開会のあいさつ	1
2. 『ベトナムにおけるドイモイ（刷新）の進展と政治改革』	5
3. 『ベトナム法の現状 — 経済法を中心に』	12
4. 質疑応答	19
5. 解 説	27

本書は、平成5年9月13日、大手町フィナンシャルセンター（安田火災富士銀行共同ビル）で開催された、当財団主催の講演を収録したものです。

通訳は、（株）メトラン代表取締役トラン・ゴック・フック氏にお願いしました。

開会のあいさつ

司会 時間でございますので、本日の講演会を開催いたしたいと思えます。私は安田火災記念財団の専務をやっております堀内でございます。本日はお忙しいところをご参集いただきましてありがとうございます。

安田火災記念財団につきまして、まずご説明させていただきます。資料の中に入っているご案内を見ていただければおわかりになるかと思いますが、昭和52年（1977年）に安田火災記念財団はできております。主な事業といたしましては、社会福祉事業、福祉諸科学事業、その他事業ということでございます。安田火災記念財団がなぜベトナムの講演会をやるのか、という疑問を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、福祉諸科学事業の中に保険を含めます先生方の研究助成、こういった国際交流関係、講演会、研究会といった事業が含まれております。本日の講演会は、名古屋大学とベトナムとの学術交流計画に対しまして当財団が助成をしたというところから実現したものでございます。

ここにご出席の名古屋大学の鮎京先生のお書きになりました、中日新聞のコピーを資料としてお配りしておりますが、ベトナム法研究家ではわが国では非常に数少ない方と言ってよろしいかと思えます。それから、同じく名古屋大学の、これは製造物責任で皆様お名前をご存じだと思います、森島昭夫先生。このおふた方に非常にご配慮いただきましてこの講演会ができることになりました。この席上を借りまして厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、ベトナムは非常に今日国際的に注目を集めております。石炭、南沙諸島の石油、それから勤勉な国民性、そしてベトナムに対するアメリカの経済封鎖も間もなく解除されるようでございます。そういうことで、いろいろ今後ベトナムとの取引がわが国の経済にも非常に重要な意味

をもってくるということでございます。そういったときに、こういうおふた方をお招きして講演会を開くというのは、私ども財団といたしましても時機を得たものではないかと考えておるわけでございます。

講師の先生方につきましてはのちほど鮎京先生のほうからご紹介していただきたいと思っております。

本日の通訳を務めていただきますフックさんです。略歴につきましてはやはりご案内に書いてございますが、ベトナムからわが国に留学され、その後わが国の国籍を取得された、非常に日本語に堪能なお方でいらっしゃいます。

それでは、鮎京先生のほうから講師おふた方のご紹介をお願いいたします。

鮎京 私、名古屋大学の鮎京と申します。名古屋大学の森島昭夫教授が招聘人になりまして、今回お2人の先生方の来日が可能となりました。その背景には、今お話がありましたように、安田火災記念財団がスポンサーになってくださいます、このような企画が実現したわけであります。

手短かにお2人の先生方について私からご紹介させていただきます。向かって左側がグエン・ズイ・クイ教授でございます。グエン・ズイ・クイ教授は1935年生まれでありまして、ハノイから少し南のほうに行きましたゲアン省というところのお生まれでございます。このゲアン省といいますのは、かつてベトナムの愛国運動の指導者でもありましたファン・ボイ・チャウであるとか、あるいはご存じのホー・チ・ミン、これらの人々を生み出した地域でございます。ちなみにお隣にお座りのウック先生もゲアン省のご出身ということで、大変優秀な人材を生み出す土地柄だそうでございます。グエン・ズイ・クイ先生は、ご案内では社会科学院の総裁というふうにご紹介されておりますけれども、私も彼らが成田に到着されて初めて知ったことなんですが、少し前に、社会科学だけではなく人文科学も含めたナショナル・センターと

いうふうに名称が変わっているようでございます。そしてクイ先生は、ゲアン省選出の、現在ベトナムの国会議員でもございますし、またベトナム共産党の中央委員でもございます。ベトナム共産党の中央委員は何人ぐらいいるかと聞きましたら、100名ほどいるそうでありますけれども、そのメンバーでございまして、ベトナム共産党学術局というところの副局長という要職にも就いておられます。また、クイ先生はハノイ大学の教授でもあります。専門は政治哲学でございまして、哲学の博士号をお持ちでございまして。この6月から7月にかけてベトナムのポー・バン・キエト首相がヨーロッパ歴訪の旅に出かけましたが、そのときにもこのクイ先生はベトナムのいわゆる知識人を代表してポー・バン・キエト首相とともに、フランスではミッテラン大統領、ドイツではコール首相などとも会見された、大変ベトナムでは有名な知識人でございます。

それからお隣のダオ・チ・ウック教授でございまして。ダオ・チ・ウック教授は1948年生まれでございまして、大変まだお若いのですけれども、3年ちょっと前からベトナムの国家と法研究所という、いわゆる法律研究所でございまして、この国家と法研究所の所長に就任されまして今日に至っております。もともとは刑法がご専門でありましたけれども、その後、法学全般にわたって彼の力が発揮されております。彼はモスクワ大学で法学博士号を取っております。ウック先生は、今申し上げましたように研究所の所長でございまして、立法作業など実務の分野にも深くかかわっておられます。実は去年、ベトナムでは憲法が変わりましたが、ウック先生は、その憲法改正委員会のメンバーの一員でもございまして、さらには、今、民法が第5次草案まででき上がってきてございまして、まもなくベトナムでも民法ができると思っておりますが、この起草委員会、さらには労働法の起草委員会のメンバーでもございまして、ベトナムの今日の立法事業につきましても、ベトナムの第一人

者でございます。

きょうは大変限られた時間でございますが、表題のテーマに従いましてお二人の先生に40分ぐらいずつお話ししていただきまして、あとでいろいろ皆様方からご質問をいただくというように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

『ベトナムにおけるドイモイ(刷新)の進展と政治改革』

グエン・ズイ・クイ教授

きょうはウック先生と私のために、皆さんが忙しい中をご来場いただきましてありがとうございます。これからベトナムの改革についてお話ししたいと思いますが、主に経済改革についてお話ししたいと思います。1986年というのはベトナムの経済発展および様々な分野の発展にとりまして大きな一歩を印した年でありますが、このとき以来、わが国は改革路線を歩むようになりました。これから40分かけてそれについてお話ししたいと思いますが、あとの時間は質問に対してお答えしたいと思います。

本当にごく一般的な疑問でもありましょうし、また皆さんからいろいろな疑問も出されているようですが、ベトナムの経済改革とはどのようなものでありましょうか。改革といいましても、これは全体的な改革のことです。そしてその中で、経済改革がもっとも重要であると思います。従来までのベトナムの経済システムというのは中央集権的な経済でありましたが、これからは市場経済を考えております。今までのベトナムの経済というのは二つのシステムがありまして、一つは国营システム、もう一つは集団的な経済活動です。これから改革する路線としては、これまでの集団的な経済から個人重視という発展のしかたに持っていきたいということでありまして、1986年から、国营を中心とした経済活動から各個人を重視した経済活動の方向に次第に移行してまいりました。

ご存じのように、ベトナムの人口の80%は農業で国の経済を支えていたんですが、これからの改革は、主にその農業に対する経済改革を考えておりまして、これからは農村における経営単位としては一つの家族単位で考えていきたいと思っております。

最近ベトナム政府は、個人の土地の使用権という問題を次第に重視してくるようになってきました。土地の使用権につきましては、例えばお米を作っている農家に対しては、だいたいその使用権を20年ぐらいと考えておりまして、その他の農業活動、例えばコーヒーとかお茶とか、そういうものを作っている農家に対してはだいたい50年ぐらいと考えております。

現在、1,000 万ぐらいの家庭に対して土地の使用権を認めておりますが、使用権の内容としては、五つのものを考えております。一つは土地を交換する権利、つまりその土地を他のものに交換できるというものです。それから譲渡権。そして自分の子供がそれを相続する権利。それを貸すことができる権利。あと、その土地を担保として、例えばお金を借りるときそれを担保することができる権利、であります。

このような改革の中で、農民にこれらの権利を与えたことが、農業発展には大きく貢献しました。毎年税金だけ納めれば、あとは、収穫した農産物を自分で完全に使えるということになりました。これらの使用権を認めることにより、農民が一生懸命自分の仕事に専念できることになりましたし、またいろいろな改善を行うことにより、もっと生産効率を上げることができるようになりました。

かつてベトナムで生産できる食糧は1,700 万トンぐらいでしたが、刷新路線の成果により、1992年には2,400 万トンに上がりました。ですから、食糧問題はそのおかげで全部解決できまして、輸出もできるようになりました。1988年、30万トンの食糧を輸入しておりましたが、89年にはもう輸入をしなくてもよくなりました。90年には逆に50万トンを出して、91年は100万トン、92年も100万トンを出せるようになりました。ですから、今までの慢性的な食糧不足という問題はこれでやっと解決できました。

もちろん、この成果というのは改革路線ばかりではなく、技術的な発展と、

そして天候が非常によかったということによって、この目標が達成できました。農業の成果というのは天候に左右されることはご存じだと思います。もし天候不順というような事態がまた来ると、どうなるかわかりませんが。

次は工業に対する改革路線ですが、今まで国営企業は、例えば赤字になっても保護されていたんですが、これからは赤字になったような国営企業だとその組織自体を違う組織に転換するような措置をとることにいたしました。

かつてはだいたい1万2,000の国営企業がありました。今では7,000ぐらいの国営企業になりました。近年、国営企業以外に個人企業もできるようになりました。その個人企業はベトナム人が設立した企業と、外国との合弁企業もあります。外国から投資をできるように、いろいろな法律を制定し、1988年の国会は投資法を可決しましたが、この国会で制定した投資法は、外国の法律家、専門家から非常に高く評価されました。現在、外国から130ぐらいの投資の話があり、そのプロジェクトはすでに実施されております。

これから投資するための有利な条件というのは、インフレを最近抑制できるようになったということです。1986年にインフレ率は800%だったのですが、ベトナム政府はいろいろな抑制対策を打ち出しまして、1992年にはだいたい17.2%のインフレ率に抑えることができました。

どうやってこのインフレを抑制できて、しかもそれを外国の力を借りないで行っていったか。私どもは、1988年に外国から専門家を招いて、ベトナムでどのようにすればインフレを抑制できるかということを話し合い、いろいろなお意見を参考にさせていただきましたが、その時点では外国の専門家からのご意見では、これを抑えるためには30億ドルぐらいの外貨がないと抑えられないということでありました。

ご存じのように、84年後半までベトナムには外国の援助は全くなかったのですが、インフレ問題を解決するためには自分の国の力でやる以外はないと

ということで、その状況を分析してみたら、やはり農業の発展が非常によくなかったということが一番原因になっているということがわかりました。ですから、ベトナム政府は、農業の発展というのが一番大事だということを理解し、そこに一番力を入れました。もう一つは、新しい紙幣の印刷は抑えないとだめだということがわかりました。

ですから、今までベトナム政府は国営企業に対して非常に大きな保護を行い、要するに例えば赤字になった国営企業に対していろいろな補填をしてきましたが、今ではそれは行わないことにしました。そのほかに、海外にいるベトナム人が帰国したときに持ち込んだ外貨に対して、あまり厳しく取り締まらないうことを決めました。それから、農産物関係の製品を輸出するということに力を入れるようになりました。

ですから、1992年になると、設定した目標がほとんど達成できました。そして、1992年を経済勝利の年としました。この92年という年にベトナム経済の悪化した状況はストップをかけることができたというふうに我々は考えております。1992年、輸出・輸入のバランスがとれるようになったのです。この年はそのバランスがとれたということで、余裕をある程度持つことができるようになりました。

唯一、我々が達成できなかった目標は人口抑制をできなかったということで、これが大きな問題でありました。我々は家族計画の達成目標を、だいたい1.7人までに抑えたいと思っているのですが、92年末の統計結果では、平均的な出生率は3.8人になっています。ですから、このままだと、いろいろな専門家からのご意見では、2.2人というのは2015年にならないと達成できないというふうに考えています。

したがって、このぐらゐの産児制限の目標が達成できなければ、経済発展計画もこれから実現しにくいだらうと思います。そういう意味で、経済を發

展させる計画の中でこれから我々が一番重点を置かなければならないのが、産児制限の問題だろうと考えております。

そして今後、経済発展のためには、農業も工業も含めて、新しいシステムを考えなければなりません。それは、自由経済区の問題でありまして、北ベトナムではその自由経済区を現在ハイフォンに考えております。中部ベトナムではダナンの方になると思います。南ではブンタオなどになると思います。

この自由経済区には特別の法律を定めておりまして、この自由経済区では、例えば外国からの投資家に対してかなり長期的に借地権が得られるようになります。それはその企業によって、その要望によって異なりますが、だいたい30年から50年ぐらい土地が借りられるということになります。現時点では、経済封鎖をまだ行っているアメリカ合衆国を除き、ほかの国はほとんど何らかの形で投資している、またはこれから投資する計画があるようです。ご存じのように、7月2日、アメリカがIMFに対して反対しないということを表明いたしました。

これから海外からベトナムに投資する会社にとっては、一番重要なのは法律の問題であると思いますが、法律関係に関する話はのちほどウック教授がお話しすると思います。

次に、対外関係をベトナムがどういうふう考えているかをお話ししたいと思います。86年からベトナムは周辺のいろいろな国に対して非常にオープンな政策をとりまして、ベトナムは世界のすべての国の友人として付き合っていきたいと考えております。ですから、ベトナムは今、ASEAN諸国に対して非常に友好的な政策をとっております。中国に対しても正常化いたしました。カンボジアの問題も、パリ平和協定を遵守するという立場をとりました。それから、ベトナムはEC諸国に対して親善的な政策をとりました。

ので、今後、アメリカ合衆国との正常化を行っていきたいと思っております。ご存じのように、ベトナムと日本も非常に友好的な関係にありまして、この前ポー・バン・キエト首相が日本を訪問したということをご存じだと思います。

国内においては、国民の団結と宗教の団結という政策をとっております。ベトナムは54の民族から成っておりますけれども、その中の53の民族は少数民族民族であって、そのほとんどが山岳地帯に住んでおります。ですから、ベトナムの山岳民族の経済発展もこれから考えてまいります。ベトナムは現在、山岳民族に対する教育の問題に非常に力を入れています。いろいろな少数民族の学校の施設の中に宿泊して、そこで生活できるようなシステムを今とっています。義務教育の間はもちろん学費は無償ですが、大学に入った時点で、奨学金により、少数民族の学生に対する優遇政策をとっております。そういう意味で、ベトナムは多民族国家なんですが、非常に団結していて、今は何も問題はありません。

ベトナムは今、宗教に対して信教の自由を保障する政策をとっております。ベトナムにもいろいろな宗教がありまして、例えばキリスト教、仏教、バプチスト、そしてほかの宗教もあります。また、国民的な宗教ではなくて地方の特殊な宗教もありまして、例えばカオダイ教とかハオハオ教というのがあります。92年に改正した憲法でも信教の自由を保障しております。

これまで私がいたしました話でおわかりのように、経済発展の中で私どもの国の宗教の問題とか民族間の問題とか、そういう問題は非常に安定しているということでありまして。私どもがそういう目的を達成できましたのも、ソ連のいろいろな改革、または東欧諸国の改革が失敗したあとの経験からいろいろなことを学んだからであります。その意味で、今のベトナムの改革というのは、ベトナムという国に合うような政策をとっている、またはその政策

が非常にベトナム国民に合っているということが言えると思います。今のベトナムという国が持っている潜在能力と、勤勉な民族性、それから今までやってきた政策によって、これから必ずベトナムという国はよくなる、非常に安定すると思います。

ベトナムはほかの国に対して友好をたいへん大事にするという伝統がありまして、この場をお借りして、私は日本の国民そして日本の政府、また、いろいろなビジネス関係の各社に対してお礼の言葉を述べたいと思います。どうもありがとうございました。

『ベトナム法の現状 — 経済法を中心に』

ダオ・チ・ウック教授

きょうは、貴重な時間を割いて私の話を聞きにきていただきまして、誠にありがとうございます。また、ベトナムについての皆様の御関心に対しても、心からお礼を申し上げたいと思います。

クイ先生もお話しいたしましたが、現在のベトナムの改革路線というのは非常に幅広い、また非常に深い改革であるということをご存じだと思います。その意味で、これから法律的な改革も徹底的にやっという我々は考えております。すべて改革しなければなりません。経済改革、それから行政改革、国の管理のしかたも改革しなければなりません。そして、法律はこれらの改革に一番深く関係があると思います。したがって、現在の改革に対しては今までとは違って、ただ法律をちょっと改正するとか部分的なことを考えているのではなく、全面的に改革したいと思っています。

これまで、例えば司法の改革とか、法の問題をめぐって非常にいろいろな難しい問題がありました。ご存じのようにベトナムは農業国ですから、農村の中の様々な道德・慣習があり、そのような道德・慣習でものごとを考えていて、それで問題を解決していたので、ベトナム人というのは法律でものごとを解決するにはまだ慣れておりませんでした。ベトナムのこれらの道德・慣習は、儒教に基づく思想から発展してきたものであります。

我々がぶつかっているもう一つの難しい問題は、今までベトナムは非常に長い戦争を体験してきましたので、戦争の場合は法律ではなく軍隊の命令系統が最優先されます。しかし、命令は法律とは違います。先ほどクイ先生もお話ししましたように、ベトナムの経済というのは中央集権的な経済政策、国家丸抱え経済という政策をとっていたものですから、そういう意味で、問

題を法律で解決した経験はあまりありませんでした。

したがって、新しい経済改革に合うような法律は、要するに平等、そして民主的な法律でないとだめだと考えております。ですから、これからはすべて平等だという考え方を法律の中に持ち込まなければならないと思います。市場経済をさらに発展させるために、いろいろな経済の局面に対して、それに見合うような法律をつくらなければなりません。そういう意味で、市場経済に関する法律はこれからもっとも重要になると思います。

もちろん、一般的に言うとそのような方向にそった法律の制定を考えなければなりません。同時にまた、様々な分野の諸法律も制定しなければならないと思います。いろいろな経済手段をとることも可能ですが、しかし、国营、合作社、それから個人のすべてに対して平等でなければならない。このように、対象に対して平等な法律を考えなければならないと思います。

92年の憲法改正によって自由経営権が認められるようになりましたが、それまで、ご存じのように自由経営ということは認められませんでしたので、すべて丸抱えというようなシステムを政府はとっておりました。

その平等という考え方は、例えば海外からの投資に対しては、今まで外国との合弁会社とかを設立するときに、個人経営企業と海外との合弁会社をつくるということはほとんど許可しませんでした。87年から88年頃にはまだ、投資法とはいっても、権限などがあまりはっきりしない法律でした。要するに個人経営企業は外国と合弁会社をつくることができなかつたのですが、新しい投資法はそれとは逆に、それらを認め、むしろ国营企業の方がぜひ平等になるような投資法にしてもらいたいというぐらい、極端に言えば変えました。

今まで、たぶん皆さんにはいろいろな誤解があったと思います。国营企業との合弁ということになると、たぶん政府が資金関係の面も面倒みってくれる

だろう、そして認可関係に対しても非常に優遇されるだろうと思っておられたかもしれませんが、実際はそうではなくて、むしろ現在ベトナムが抱えている官僚システムのせいで、国営合弁企業、例えば資本、投資資金の問題、それから市場の開拓、そしてシステムの管理というような問題にとっては、官僚システムが今では逆に邪魔になっていて、むしろ個人経営企業のほうが、場合によってはいろいろな難しい問題がありますが、もっと自由であると思います。

私たちは今、国営企業のための法律をつくっております、例えば経営法、破産法、株式会社法もできています。新しく法律が改正されたことにより、国営企業は、例えば自ら解体もできる、または自分の活動を別の活動に変えることもできる。そういう意味では非常に柔軟性のある、今後も活動できる国営企業となるわけですから、たぶんよりよくなると思います。

株の発行ということも、100 %の外国からの投資でもこれは適用されるようになっていきます。今まで私がお話しした法律につきましてですが、もちろん外国からの投資が持っている力は国の発展に非常に貢献していると思いますが、ただ私どもが今考えているのは、国民の持っている潜在能力の大きさを発掘できるようにするための国内法を制定することにあります。

これから法律をどのような目標のために改正しなくてはいけないかという、安定的な経済状況をつくること、および、国民生活の向上のためであります。

経済活動を安定的に発展させるためには、これまでの複雑な許認可制度をこれからもっと簡単にしなければなりません。と申しますのは、この許認可はいろいろな部署によって申請の仕方が非常に複雑になっているものですから、あまりよいものではありませんでした。したがって、今後は別の機関を設け、そういったシステムを監査できるような仕組みを我々がつくらなければ

ばなりません。

それから、この法律というものは、長期にわたって存在できるものでなければなりません。たいへん重要な法律を我々をつくらなければならないのですが、来年、初めて民法典ができると思います。

安定的な経済改革についてですが、これまでは短期的な意味しかもたない法律しかありませんでした。例えば生産関係の企業に対しては、職種に応じて20年または50年というような許可制でしたが、これからはそうではなくて、すべての職種に対してもっと長い期間適用できるような法律を我々は考えています。

例えば先ほどクイ先生がお話しした土地法についてですが、土地の使用権をもっと長期的なものとししました。もしそうでない場合には、これから投資する各企業が安心して投資できないということになると思います。

これからの投資法に対する考え方についてですが、まず何よりもそのコンセプトは統一的でなければならないということです。例えば、我々が今までつくった法律というのは外国企業に対する法律であって、国内の企業にどのような影響をもつかというのはほとんど考えませんでした。これからは、外国企業も国内の企業も全く同じような法律を適用できるようなシステムを考えなければならないと思います。この点では、過去に我々は間違ったコンセプトを持っていたように思います。

ですから、投資法につきましては、外国企業に対する法律も改革しなければならぬと同時に、国内のそれと関係をもつ企業に対する法律も当然改革しなければならない。そして、これらの活動を保護するために、民法、労働法、関税法などの法律を、これから我々は全部作成していかなければなりません。

より安心して投資できるように、生産したり投資してくれる会社に対して、

国有化しないという法律を我々はつくっています。また、過去になされた契約に対して、その後法律が変わったとしても、さかのぼって新しい法律を適用するというのではなく、要するにその契約を行った時点の法律を適用すべきであると考えております。

過去、いろいろなものを生産する企業、またベトナムへ投資したいろいろな企業に対しては多くの問題がありました。どのような問題が一番大きかったかという、統一的な税制を我々はとっていなかったということです。要するに不明確な税制のシステムをとっていたものですから、不公平税制が多発してきたということです。したがって、これから税法もきちんと考えなければならぬと思います。

これまで多くの外国からの投資がありましたが、投資の分野で非常にアンバランスな部分が多く、本当はわが国の政策は例えばこういう分野に投資してほしいとか、こういう場所に投資してほしいという希望をもっていたのですが、そのための優遇的な政策をとっていなかったものですから、これからはわが国の政策に合致しているような投資を行う企業を優遇するような対策を考えて、そのための法律も考えていきたいと思っております。

例えば、今までほとんどの投資というのは観光とかホテルとか、通信関係とか、そういうところにはかなりいろいろな会社が投資していたんですが、それとは逆にインフラ関係、道路関係、港、それから専門家の教育とか、そういうことにほとんど投資していないということは非常にアンバランスだと思います。このことはまた身体障害者、または女性に対する仕事の内容の投資にも関係すると思っております。

これから考えているのは、そういう政策に沿って投資する会社に対しては、例えば優遇税制、それから銀行に対する税制、またはその労働力に対する優遇措置など、いろいろなことを考えております。これからの法律は、様々な

問題を抱えているような企業に対して、どのようにその問題を解決するかに関する取り決め、および手続きを明確にしなければなりません。

そして、外国からいろいろな人が投資できるようにするためには、まず最初に移動の自由という権利を我々は認めなければなりません。例えば、ベトナム人や外国人がベトナム国内をどこでも自由に移動できる、または海外のベトナム人が国へ戻れる、また国内のベトナム人が海外に自由に出入れる権利を我々は認めようと思います。

最近ベトナムを訪れる皆さんは感じていると思いますが、ビザを取得するのは前と比べて非常に簡単になりました。これからはベトナムに投資している人たちに対しては、数次ビザも簡単に発給できるように我々は考えております。

また、ネガティブな面、マイナスな面を防止するためのいろいろな法律を考えなければなりません。例えば企業の中で、経営する側と労働者との間の法律があまりきちんとありませんでした。したがって、労働法をこれから明確にしていかなければなりません。例えば労使関係法とか、社会保険とか、そのようなことも考えなければならぬと思います。また、例えば、最近いろいろな外国の企業が最低の労働賃金しか支払わなかったために、保険関係のお金は全然支払われなかった、というようなことも起きています。今までベトナムの会社の中では、労働者側は自分の意見を述べる場がなく、ストライキ権とかそういうのも全く認められませんでした。これからは、そういうことができるようにしたいと我々は考えています。

それから、生産者側および消費者側の権利を保護するような法律も考えなければなりません。例えば、生産者側にいろいろなところから材料を支給しても、その規格がいい加減ですから、そうするとせっかく生産してもほとんど不良品をつくることになるとか、そういうこともやはりこれからきちんと

考えないとだめだろうと思います。

また、官僚機構が大きな障害になっており、そういう意味では、これからの新しい法律、経済が発展するための法律改革というのはこういうシステムを全部打破しなければならないと思います。司法の改革も必要でして、今後、これまではなかった様々な種類の裁判所の設立も考えていかなければならないと思います。

今までベトナムの法律改革に対してお話しさせていただきましたが、どうも長い間お聴きいただきましてありがとうございました。これから、皆様からのご質問に喜んでお答えしたいと思いますのでよろしくお願いします。

質疑応答

司会 先生、どうもありがとうございました。

それでは質疑応答に移りたいと思います。主に質疑の時間をたくさんとりました。逆に皆さんから質問をしていただくことで、先生方は今後、ベトナムの立法政策に皆さんの質問の趣旨をいろいろ反映することができるのではないかと思います。先生方も、皆さん方の意見をいろいろお聞きして、日本のビジネスマンがどういう点に関心を持っているかを知りたいというご希望がございますので、ひとつお気軽にご質問いただきたいと思います。

質問者① ウック教授にお伺いします。ベトナムにはこれから外資系の企業がどんどんできていくと思うんですが、ベトナム企業における労働組合に関する法律について少しご説明をいただきたい。労働組合というのが強制的なものなのか、任意なものなのか、あるいは規模によってそれが強制的なものになるのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

ウック すべてそれは自由にやっているもので、なにも強制することはありません。ですから、会社の従業員がその必要性を感じた場合は自分でつくることができます。労働組合を強制的につくらなければならないという法律はありません。

質問者① その場合、労働者のほうの立場がどうしても経済の最初の段階では弱い。つまり、まず雇用が優先されて、仕事があれば満足してしまうという段階だと、労働組合というのがつくられる可能性が非常に小さいのではないのでしょうか。

ウック 別の法律で労働者を保護するよう定め、例えばそういう段階で労働組合に参加したからクビにする、ということは法律違反になるということを考えておりますので、そういう段階で参加したんだから会社側がいろいろなことをやるということは禁じるような法律を考えています。

質問者② 先ほどの両先生のお話、まことにベトナムご自身の立場のお話で、非常に参考になりまして、ベトナムを理解するうえで大変勉強になったと思います。ありがとうございました。

そこで、たびたびお話の中で出てまいりました国营企業の問題につきまして、私の私見でございますけれども若干申し上げさせていただきまして、もしやご参考になればということでお聞きいただきたいと思ひます。

ベトナムの経済の動きを拝見しておりますと、国营企業を民営化するという目標、あるいはご希望があるということはわかるんですが、なかなか実際には困難な過程を経ているんじゃないかと拝見いたします。基本的に市場経済の導入ということの根本は、やはり国民1人1人、あるいは経済活動においては、経済主体の私的利益の追求ということが根底にあると思ひます。ところが、国はあくまでも公でございますね。ですから、公と私の立場をはっきりさせないと企業がうまくいかないということですね。ですから、国营企業というのは基本的に私は矛盾するだろうというふうに考えています。例えば、お役人が今もし経済活動、つまり私的利益を追求するとどうなるかといいますと、これは完全に公の立場、つまり公平無私といいますか大所高所からの立場を失ってしまいますね。

それで、実はベトナムの経済を勉強させていただいてるんですけども、大変失礼な言い方かもしれませんが、お役人がアルバイト、パートタイムを

なさっているというのは大変お気の毒じゃないかと思いますね。これはやはり国家の政策として、その必要のないように国家の財政でもって保護し、逆に国営企業みたいなところは完全に民営化を行って、それに対する補助金をなくして、そして公の立場と私の立場をはっきりしなければ社会正義というもの成り立たなくなるんじゃないかと思います。

私の立場で私的利益を追求することによってインセンティブを生み、これがひいては生産性の向上になるわけで、それがひいては所得水準を上げ、国民所得を上げるということですね。結局、ソ連とか東欧のいわゆる社会主義諸国の失敗というのは、生産性を上げ得なかったということに尽きるのではないかと私は思います。決して共産主義あるいは社会主義と資本主義との対立じゃなくして、むしろ生産性の向上ができなかったというところにキーポイントがあるんじゃないかと思います。

最後になりますが、偉大なるホー・チ・ミン主席が遺言としてお残しになりました言葉に、これからの社会は統一したけれども官僚主義と汚職が大変なネックになった、弊害になったということでしたので、その辺のところに解決ができるんじゃないかと。以上です。

ウック 参考になるような発言をどうもありがとうございました。今お話ししたとおりだと思いますが、私も先生の考えには全面的に賛成です。要するに国の幹部が企業の中に入ってやるということ自体、公的な力を使って経済的な活動をやるということ自体がアンバランスだということは我々もわかります。そういう意味ではこれから改革しなければならない問題というのは、それは国が持っている会社であるけれども、全く国からの権力や、影響からは自由であるようにと我々は考えておりますし、それをはっきりと区別しなければならないと考えていますので、確かにそのとおりだと思いました。

もう一つは会社をつくるということについてですけれども、公務員は会社をつくってはいけないという法律も我々は考えています。もちろんそれだけではすべての問題を克服できないと思いますので、そのほかに、例えば公務員、またはその公務員と関係する親族、家族もそのような活動は禁止するようなことは考えていますし、腐敗を防止する法律もこれから考えていきたいと思っております。

質問者③ おふた方のお話、ありがたく拝聴しました。手短かに質問させていただきますと、ウック先生のほうに、今法律を全面的に改正されているというのはどこかの国のモデルがあるのかどうか、それが伺いたいことです。

第2点を主に聞きたいんですが、国営企業が、今お話がずっとありましたけれども、破産した場合、以前ですと財政省がその破産した債務を支払うということで、現在もその支払いが行われていると思うんですが、この法律が新しくなった場合、破産した場合、新しい生産会社できてその債務を負うのか、あるいは現在のように国の財政省が責任を持って支払うのか。特に私も貿易をやっておりますので、例えば1億円のお金をある国営企業に輸出した場合、現状は破産すれば財政省が面倒みてくれると。ところが、今度新しい法律によって「全然知らない」よと。日本の場合そういうこともあり得ますので、その辺がどうなのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

ウック 我々の法律改革では今までこのようなことをやったことがないものですから、そういう意味で全く経験がありませんでした。しかし、考え方としては、これからベトナムの市場経済に合うような法律を考えなければなりません。ですから、場合によってはいろいろな国を参考にさせてもらっているのですが、共通する点もたくさんありますし、またベトナム独自の考

え方もあると思いますので、特定のどこかの国の法律をモデルにして作成するということはないということです。

いろいろな国の法律を参考にしなければならないということは事実ですが、我々に一番影響を与えてきたのはフランスとソ連でしょうから、そうすると、どうしてもそういう法律に非常に影響を受けることはあります。つまり、大陸法を主に参考にさせてもらってきましたが、例えば裁判法やいろいろな事件に対しての訴訟の問題をどうするかということになると、固定的にこういう国々の法律でなければならないということは今のところは考えておりません。

また、法律を作成していく過程の中ではいろいろな外国からの専門家も我々と一緒に考えて作ってありまして、その中で日本の専門家、法律の専門家からもいろいろなお話を聞かせていただいて、参考にさせてもらって現在作っております。

第2の、破産に対してどういうふうにすればいいかという質問ですが、これは現時点ではお答えできません。なぜかというと、この法律、破産法は今年の12月にベトナム国会を通過する予定ですが、しかし我々は複数の案を考えています。その意味で、どれを適用するかということはまだ現時点ではお答えできません。

司会　ほかによろしゅうございますか。

本日の講演会でございますけれども、ベトナムのおふた方から経団連のほうにつないでほしいというご要請がございましたので、経団連のほうにつなぎましたところ、経団連でもベトナム経済委員会で、全く同じ内容で明日、講演会を開催することになっております。したがって、皆さん方は1日早く同じ情報を仕入れられたことになろうかと思えます。

それでは最後に、鮎京先生のほうから取りまとめのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

鮎京　私たち名古屋大学のほうでも、わりと似たようなテーマでこのような講演会を持ったんですが、やはり質疑応答ということになりますとずいぶん違った角度からいろんな質問が出されまして、私自身大変勉強になりました。

クイ先生、ウック先生から、経済、政治、そして法というそれぞれの改革についてのお話があったわけですが、これらのお2人からのお話をよく聴いておりますと、かなりある意味では微妙なことを言われているように思いました。

例えば、この微妙さというのは何かという問題でありますけれども、ご存じのように、ベトナムは1980年に統一後初めて憲法を作りまして、それが86年のドイモイ以降は、もはや80年に作られた憲法ではやっていけないということで、憲法の改正が現実的な日程にずっとのぼってきたわけです。それが結局のところ1992年、やっと改正が一応完了しました。この“一応”というところが非常にポイントだと思いますが、ご承知のように、作成過程の91年の夏以降ソ連共産党が解体していくという、非常にベトナムにとっても大きな事態があり、憲法改正の過程でも国内外さまざまなファクターが働いてきたという事情があります。

具体的に申し上げますと、きょうクイ先生のお話の中で土地の使用権をめぐるお話がございました。これは、所有権は当然現在のベトナムでは国家が所有しているということになっておりますので、使用権だけをどうするかということですが、憲法改正の過程の中で、使用権の譲渡だけ認めるのか、使用権の相続まで認めるのか、という議論があったわけですが、きょうお話を

聴いておりますと、かなり幅広く、この使用权を担保に入れて融資をすることも可能にできるというところまで今のベトナム指導部は考えている、ということがここでは理解できたように思います。

また、そうしたドイモイ（刷新）の過程の中で、民法であるとか労働法の立法作業というのが進んでまいりまして、それとの関連で、ウック先生はお話の中でストライキ権という問題に一言触れられました。これも大変私は微妙な問題だろうというふうに思っております。ストライキ権を彼は「認めた」と言ったわけではなくて、「認めたいと思う」というようなニュアンスの言い方でした。これは実は92年に憲法が改正されるときに非常に大きな争点になったものでありまして、ベトナムの憲法草案の第1次草案ではストライキ権まで保障するというのが出てきたわけですが、ところがどういうわけか2次草案、3次草案、そして92年にできた憲法では、このストライキ権というのが削除されたわけです。それが今日、つまり1年ちょっとたって、再びストライキ権を認めようという議論が出てきた真意はどこにあるのか。

また移動の自由という、これは外国投資をしていただくためには移動の自由というのは認めなければならないという脈絡で出てきたわけですが、これも大変微妙でありまして、少なくとも憲法草案をめぐる議論の中では、初めは例えば「移動の自由」を一般的に認めていたのですが、「国内における移動の自由」という微妙な言い方で現在の92年憲法には規定されているわけです。にもかかわらず、先ほどのお話を聴いていますと、かなりこの移動の自由も、今申し上げましたように、海外をも含めて移動の自由を今後積極的に保障していこうとしている、というふうにも聞こえるわけであります。

総じて申し上げますと、少なくともこれらの事実から見て取れることは、現在のベトナムは92年に憲法ができたあとも、その限りで持続的に固定化するということではなく、かなり違う要素が、つまり憲法を制定する過程で出て

きた議論が再び92年の4月の憲法制定以降、今日に至るまでにずいぶん出てきているのではないだろうか、というように私自身は感じました。

そういう意味では、これはきょうの話にはなかったわけですが、昨年できた憲法が今後いったいどうなっていくんだらうか。これは80年憲法とはもちろん全く性格は違いますが、これがどうなっていくんだらうか、というのが、今後のベトナムを少なくとも法および政治の領域で考えるうえでは一つのポイントになるんだらうと思います。

きょう来られた2人の先生方、クイ先生は来日は初めてでありますし、ウック先生は今回で3回目であります。こうした限られた時間ではとても不十分であると思いますので、ぜひ皆さん方が個別的にこうしたベトナムの知識人との交流を深められることを心から私はお願いしたいと思います。

以上でございます。失礼いたしました。

司会 それでは本日の講演会はこれで終わりたいと思います。ベトナム語で「ありがとう」というのは「カムオン」と言うそうなんです。これは漢字に当てはめると「恩を感じる」という意味で「感恩」と、こういうことなんだそうでございます。では、本日お話しいただきました講師の先生方に最後に「カムオン」の拍手でお別れしたいと思います。（拍手）

解 説

ベトナムは現在きわめて大きな変革の時代に入っています。かつてのベトナム戦争の時代とは全く異なる文脈で、国際的にも注目を集めています。

例えば、ベトナム現代史は、周知のように、波乱にとんだものでした。1975年のサイゴン陥落と1976年の南北統一以降も苦難の歩みをたどってきました。統一後の経済的・社会的混乱、カンボジアのポルポト政権および中国との軍事的衝突、アメリカ合衆国による経済封鎖、近年のソ連・東欧諸国の旧体制の崩壊とつづく歴史の進行が、ベトナムを変えてきたように思われます。

しかし、中国との関係が正常化され、カンボジアにもシハヌークを国王とする新憲法が制定され、アメリカ合衆国の経済封鎖の解除も時間の問題となつたいま、ベトナムは本格的に西側諸国との経済交流を行なうことが可能となりました。この問題にとって、1954年のディンビエンフーで敗北を喫して以来はじめてインドシナ諸国を歴訪したフランス大統領ミッテランは、今年の2月、ハノイでベトナム指導部と会見し、アメリカ合衆国の経済封鎖はもはや時代遅れであると述べる一方、ベトナム国内の人権問題の解決をもとめました。このことが、ベトナムが西側諸国に開かれていくうえで、エポック・メイキングな出来事となりました。そして、6月には、ポー・バン・キエト首相が、フランス・ドイツなどのヨーロッパ諸国を歴訪し、各国からの援助を求めました。

ところで、かつての植民地宗主国であるフランスとベトナムとの関係についてですが、つい最近も『インドシナ』というカトリーヌ・ドヌーヴ主演のフランス映画が公開され話題を呼びましたが、その中で「世の中には離れられないものがある。男と女、山と平野、人々と神々、インドシナとフランス——」というナレーションが入ります。この語りには、フランスのインドシ

ナ地域への思い入れが表れていますが、現在のフランスーベトナム関係はそれほど単純ではないように私には思われます。本音のところでは、ベトナムは、少なくとも経済的には、日本への期待がより大きいようです。

さて、現在のベトナムの政治と法をめぐる諸問題についてですが、一言でいえば、1986年以降のドイモイ政策を一層進展させるために適切的な路線が採用されているということになります。1989年以降、政治の領域では、一部に、複数政党制を採用すべきであるという主張も登場いたしました。これまでのところ、基本的には、経済の発展が第一であり、政治的混乱は避けるべきであるという考え方が主流を占めているようです。そして、このような考え方にもとづいて、投資環境の整備のための政策と法の実現に重きが置かれてきました。

しかし、実際には、ベトナム法の全体的な整備は、きわめて不十分な状況で、統一後、憲法、刑法、刑事訴訟法、家族法などをはじめとする諸法令は、出来上がりましたが、ドイモイ路線の進行の中で、これらの多くは改正されざるをえませんでした。また、重要な諸法典である民法、民事訴訟法、労働法などはまだ制定されておられません。私は、刑法、刑事訴訟法の先行と民事法分野の遅れ、また、投資法は先行するが労働法が制定されていないというような状況は、国家の正常な法の発展のありかたとしても、また、外国からの投資を求めるうえでも、早急に改善されるべきであるという主張をもっていました。とくに、民法については、ドイモイの進行の中でも、当初、市場経済の範囲をどの程度認め、市民の権利・義務関係をどの程度に認めるかをめぐり、議論が存在し、当面は、民法を制定するのではなく経済諸法令により対応すべきだという、いわば「民法時期尚早論」があり、また、その考え方への対抗として「民法早期制定論」が存在しました。しかし、昨年、今年と、ドイモイが一層進展するなかで、両者の力関係は大きく変わったようで、最近「民法典」第5次草案（全412カ条）が完成しました。予定では、来

年中には民法が制定されることになるようでして、民法の欠落という重要な問題は間もなく克服されるように思われます。

昨年改正された憲法（1992年憲法）は、統治機構の分野では「大統領制」を採用し、また国会の機能をより専門的なものにすると同時に、首相と内閣の権限を強化し、事実上、「権力分立的な」考え方を導入しましたが、この「権力分立的な」考え方と呼応するかのように「人権」という考え方を新たに導入しました。ベトナムの1980年憲法では、「人権」という規定はなく、従来の社会主義国家の憲法と同様に「市民の基本的権利・義務」という用語を用いていましたが、国家と法研究所をはじめとする国民からの要求の結果、1992年憲法には「人権」という用語が規定されました。しかし、1992年憲法は、「人権」という規定に一本化されたわけではなく、「市民の基本的権利・義務」という用語も併存しており、また、いずれの用語を選択するかはともかくとして、国民の権利をどの程度に保障するかをめぐり、社会主義的な体制制約原理との関係から、たとえば、土地の使用権をどのような範囲で認めるか、表現の自由、移動の自由、信教の自由、労働者の権利をどのように認めていくか、などをめぐる幾多の論点を先送りしているという、いわば妥協的な性格をもっていました。したがって、1992年4月の憲法改正後、これらの論点が再び議論されるようになることは疑問の余地のないところでありました。

1992年憲法の制定を前後して、ベトナムでは、「法治国家」というスローガンが語られるようになり、従来の「社会主義的適法性」という用語と併存している状況にありますが、なぜかつての「社会主義的適法性」ではなく「法治国家」という用語を新たに登場させたのか、また、それは、「法の支配」という考え方とどのように関係するのか、などベトナム法研究者にとってはたいへん気になるところですが、それほど明確な説明は、まだ行なわれておりません。しかし、「法治国家」という用語に続き「立憲主義」という

用語も新たに強調されつつあるベトナム法理論の現状をみると、また、従来の社会主義法原理においては、「自由主義的な原理」として明確に批判の対象となってきた「権力分立」論にたいしても、「認める」とまではまだ述べていませんが「それを採用するかどうかについては各国の事情による」とのべ一律に否定するような態度をとらなくなったことを知るとき、全体として、ベトナム社会が西欧法原理の採用へと大きく路線転換を図りつつあることが指摘できます。

この度、安田火災記念財団の基金により来日されたお2人の先生がたは、このようなベトナム国内の理論状況をふまえて、講演をしてくださいました。

ベトナム社会・人文科学ナショナルセンター（旧・社会科学院）総裁のグエン・ズイ・クイ Nguyen Duy Quy教授は、言うまでもなく、ベトナム有数の知識人のひとりであり、ドー・ムオイ共産党書記長とポー・バン・キエト首相らの信任も厚く、この6月にはキエト首相とともにヨーロッパ歴訪の旅に出かけられ、ミッテラン大統領、コール首相とも会見されました。

また、ベトナム国家と法研究所所長のダオ・チ・ウック Dao Tri Uc教授は、いわば若手のホープであり、理論のみならず実務にも深く関与されており、憲法改正委員会、民法起草委員会、労働法起草委員会などのメンバーとして、ほとんどの立法作業にかかわっておられる論客ですが、彼の豪胆さと明るいオープンな性格は人々をひきつけ、私も以前からたいへん親しくさせていただいております。

今回の講演を機に、皆様方がベトナムにたいし一層の御関心をもたれ、交流の機会を拡大されますことを希望いたしますとともに、私ども名古屋大学の学術交流にたいしましてご援助を惜しまれませんでした安田火災記念財団の各位に、この場をお借りして心からの御礼を申し上げます。

1993年9月 名古屋大学教授 鮎京正訓

[安田火災記念財団叢書No. 42]

現代ベトナムの法と政治について

著者 グエン・ズイ・クイ／ダオ・チ・ウック
鮎京正訓

発行 財団法人安田火災記念財団
東京都新宿区西新宿1-26-1
電話 (03) 3349-3130